

アーメダバード日本人会会則

第1条 名称

本会の名称を「アーメダバード日本人会」(THE JAPANESE ASSOCIATION OF AHMEDABAD)と定める。

第2条 目的

本会は、会員相互の親睦交流、安全確保および福利厚生推進ならびに日印親善関係への寄与を目的とする。

第3条 会員資格

本会の会員資格は、アーメダバード市およびその近郊に現に継続して3ヶ月以上居住し、または、同期間以上居住する予定の日本人個人とする。希望により、帯同家族(国籍に関係なく配偶者及び子供)も本会に入会することができる。

第4条 入退会

(1) 本会への入会申込は、会員資格を有し本会の趣旨に賛同する者が、本会入会申込書を事務局に提出して行う。会員資格が認められる場合、事務局は役員会に報告の上、申込者に対して入会確認の通知を行う。会員資格に疑義が生じる場合には、役員会において入会の是非を判断するものとする。

(2) 会員は事務局に申し出ることにより、いつでも本会を退会することができる。

(3) 本会との連絡が一定期間以上途絶えた場合や会費を納めない場合など、会員資格を維持させるに相応しくない事情が生じた場合、役員会はその決議を経て、当該会員を強制的に退会させることができる。

第5条 会員情報の変更

本会の会員は、会員情報に変更が生じた場合、速やかに変更の内容を事務局に通知しなければならない。

第6条 役員

(1) 本会の運営のため、会長(1名)および副会長(1名以上)を置く。会長は本会を代表し、会の健全な発展に努める。副会長は会長を補佐し、会長不在時には予め役員会で定められた順位に従って代理を務める。

(2) 本会の役員会は、会長および副会長の計2名以上からなり、各種決定事項は、役員会の過半数で決するものとする。

(3) 将来必要になった場合には、総会での決議により、理事・監事等の役員を新たに設置・選任することができる。この場合に、新設役員の仕事や権限に関しては、本規則を改定して定めるものとする。

(4) 役員は、いずれも年次総会において選任される。ただし、年度途中で副会長のいずれかが帰任・帰国その他の事情により欠けた場合は、役員会で副会長の補欠を選任する事ができる。

第7条 事務局・委員

(1) 本会の事務遂行のため、役員会は、相当数の事務局を置くことができる。事務局は、役員会が、業務上の要請に応じて、適宜、会員の中から選任する。

(2) 前項の他、本会の活動に有用と考えられる場合には、役員会は、会員の中から、特定の活動を担当する委員を選任することができる。

(3) 本条に基づいて事務局・委員を選任した場合には、役員会は、遅滞なく会員に対して報告するものとする。

第8条 任期

役員、事務局および委員の任期は、選任時から次期年次総会の終了時までとする。ただし、再任された場合は、再任時から次期年次総会の終了時までとする。

第9条 総会

(1) 本会の総会は年次総会および臨時総会とする。

(2) 会長は、会計年度終了後速やかに年次総会を招集開催する。年次総会では、事業報告および会計報告を行い、次期役員を選出する。

(3) 会長・副会長が共に欠けた場合または近い将来欠けると見込まれる状況が生じた場合など、本会にとり重要な事項が発生した場合、会長（会長が欠けた場合は副会長、共に欠けた場合は事務局）は、臨時総会を招集することができる。

(4) 総会の招集は、開催日の2週間以上前の通知をもって行う。

(5) 総会の議長は、会長（会長不在時には副会長）が担当する。

第10条 総会の定足数および議決

(1) 総会は会員の過半数の出席によって成立し、議決は出席会員の過半数により可決される。出席には委任状出席も含まれる。

(2) 会員の帯同家族は、議決権及び被選挙権を有しない。

第11条 会計年度

本会は4月1日から翌年3月末日を会計年度とする。

第12条 会費等

(1) 本会の会費（年会費）を、以下のとおり定める。ただし、10月1日以降に入会した者は、当該年度の会費を半額とする。

- 一般： 1, 000ルピー
- 学生： 200ルピー
- 帯同家族： 無料

(2) 本会は、上記会費の他、イベントや活動を実施する場合に、必要に応じて、参加費等を募る場合がある。

第13条 会員名簿

(1) 本会の役員および事務局は入会申込書記載事項を基に会員名簿を作成し、これを管理する。

(2) 事務局は、総会后速やかに、総会時点における会員全員の氏名および所属のみを記載した「会員用名簿」を作成し、会員に提供する。

(3) 本会および本会会員は、以下の場合を除き、会員以外への会員名簿・会員用名簿およびこれらの記載情報の公表提供を行わないものとする。

- アーメダバードを管轄する在外公館等に対し、安全管理等の公的目的で、その目的達成に必要な限度の情報を提供する場合
- 会長の承認を得て、本会の目的および会員の公共の利益に資する目的で、その目的達成に必要な限度の情報を提供する場合
- その他、当該会員の同意を得た場合

第14条 会則の改定

本会会則は総会における議決により改定することができる。

以上

制定 2014年11月15日

改定 2016年5月15日